



弁護士

谷 崇彦  
(たに・たかひこ)

〈出身大学〉  
立教大学法学部  
慶應義塾大学法科大学院

〈経歴〉  
2019年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(72期)  
第一東京弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、会社法務、  
家事相続法務

## 【改正プロバイダ責任制限法の概要】

弁護士 谷 崇彦

### 1 はじめに

令和3年4月21日、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」といいます)の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます)が成立し、令和3年4月28日に公布されました。

プロバイダ責任制限法は、インターネット上において、他人の権利を侵害する情報(名誉毀損・プライバシー侵害の書き込み、著作権侵害コンテンツ等。(以下「権利侵害情報」といいます)が匿名で書き込まれた際、権利を侵害された被害者が、被害回復のために、当該匿名の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう発信者情報開示請求権を規定しています。

発信者情報開示請求権とは、①権利侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことが明らかであること、②損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があることといった要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者(発信者)の特定に資する情報(以下「発信者情報」といいます)の開示を請求することができる権利をいいます。

本稿では、現行法が規定する発信者情報開示請求制度の問題点を取り上げると共に、改正法の概要を簡潔にご説明いたします。

### 2 現行法の問題点

現行法上、発信者情報開示請求によって、発信者情報の開示を受けるためには、①コンテンツプロバイダ(SNS事業者等)への開示請求を行い、アクセスプロバイダ(通信事業者、携帯電話会社等)のIPアドレス・タイムスタンプを取得し、②取得したIPアドレス・タイムスタンプを元に、アクセスプロバイダへの開示請求を行い、発信者情報を取得するという、二段階の裁判上の訴訟手続きを経る必要があり、発信者の特定のために多くの時間やコストがかかる等の課題が指摘されていました。

また、ユーザーID等を入力することにより自らのアカウントにログインした状態で投稿を行うことのできるログイン型サービスを提供するSNS事業者の中には、サービスにログインした際のIPアドレス等(以下「ログイン時情報」といいます)は記録しているものの、投稿した際のIPアドレス等は記録していない事業者があります。そのようなSNS事業者が発信者情報開示請求を行う場合、当該SNS事業者に対して、ログイン時情報の開示を求めることとなりますが、ログイン時情報が発信者情報開示請求の開示対象として認められるのかは現行法上明らかではなく、裁判例によっては否定される場合もありました。

### 3 改正法の概要

#### (1) 新たな裁判手続の創設

改正法は、①発信者情報開示命令、②提供命令、③消去禁止命令の規定を新たに創設しました。①～③の手続きは非訟手続(訴訟手続

に比べて手続が簡易なもの)であり、裁判所において一体的な手続として取り扱うことを可能にすることにより、柔軟かつ迅速な解決を図れることが期待されています。

#### ① 開示命令(改正法第8条)

発信者情報開示に係る審理を簡易迅速に行うことができるようにするため、裁判所の決定手続によりコンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダに対して、その保有する発信者情報の開示を命ずることができることとしたものです。

#### ② 提供命令(改正法第15条)

二段階の裁判手続に係る課題に対応するため、コンテンツプロバイダに対して、保有するIPアドレス、タイムスタンプ等により特定される他のアクセスプロバイダの会社名等の情報を申立人に提供することを命ずることができることとしたものです。

#### ③ 消去禁止命令(改正法第18条)

開示命令事件の審理中に発信者情報が消去されることを防ぐため、開示命令の申立てに係る事件が終了するまでの間、その保有する発信者情報の消去禁止を命ずることを可能としたものです。

#### (2) 発信者情報の開示範囲の拡大(改正法第5条)

改正法は、コンテンツプロバイダ等がログイン時情報以外に発信者情報を有していない、投稿時の情報のみでは発信者を特定することができない等の要件を満たす場合には、当該コンテンツプロバイダ等が有するログイン時情報が開示対象になることを規定しました。

#### (3) 発信者に対する意見照会(改正法第6条)

現行法は、コンテンツプロバイダ等に対し、被害者から発信者情報の開示請求を受けた場合に、権利侵害情報の発信者に当該情報の開示の可否について意見を求める義務を課しています。

改正法は、コンテンツプロバイダ等に対し、当該義務の他に、発信者が開示に応じない旨の意見を述べた場合、その理由もあわせて確認する義務を課しました。また、コンテンツプロバイダ等が開示命令を受けたときは、原則として意見照会において開示の請求に応じるべきではない旨の意見を述べた発信者に対し、開示命令を受けた旨を通知しなければならないとの義務を課しました。

### 4 結語

本稿でご説明した改正法は、令和4年10月下旬までに施行される予定です。インターネット上の違法・有害情報の流通状況は、現在、高止まり傾向にあるなか、本改正により、現行法で挙げられていた課題点が解消され、被害者の被害回復がより実効性あるものになることが期待されます。